

1 保育園における感染症対策

1 共通認識をもって対応する

a 共通認識の拠り所はガイドライン

保育園としての感染症対策は、平成 21 年 8 月「保育所における感染症対策ガイドライン」が厚生労働省から発表された時からスタートした。そして 3 年間このガイドラインを全国の保育園が共通認識の拠り所として利用してきた。その間幼稚園と保育園における対応のズレや、感染症に関する新しい問題、さらに予防接種に大きな変化が起こりガイドラインの見直しが行われた。

平成 24 年 11 月に「2012 年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン」が発表された。したがって、これからはこの 2012 年改訂版ガイドラインを感染症対策の拠り所として利用することになった。

b 感染症情報は感染症対策の第一歩

① 保育園における感染症情報

- 毎日の感染症で欠席する児の情報（感染症日報）
- 1 週間の感染症の発生状況（感染症週報）、1 カ月の感染症月報
- 地域の保育園における感染症情報

保育園サーベイランスが始まっている
「保育園欠席者・発症者情報収集システム」
あなたの保育園でもさっそく使ってみよう

国立感染症研究所感染症疫学センターが開発した
リアルタイムで感染症情報が確認できる（第 4 章参照）

②その他の感染症情報

○市町村，都道府県，全国などの感染症情報（ほとんど整ってきている）

これらの情報に日頃から慣れ，親しみ，変化が見られた時が，感染症教育のチャンス（いい機会）と捉え，市民や保護者に正しい知識を提供しよう。

■ すべての関係者の声が反映できる組織作り

感染症対策委員会（部会）を作る時，構成員に保育園のすべての職種の意見が反映されるよう考慮する。感染症の専門家および保護者の参加も忘れてはならない。保育園では感染症対策のための委員会を作るのも大変かと思う。ここに示すように健康安全委員会として親委員会を作り，その中に感染症やアレルギーその他必要な部会を設けることを提案する（図1）。

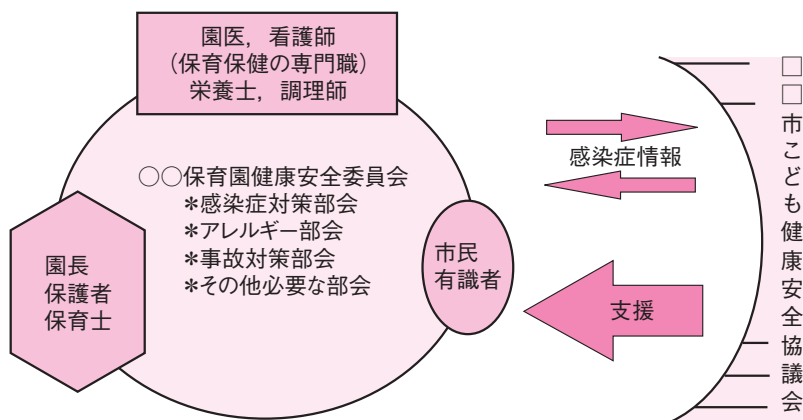


図1

d 研修・教育は繰り返し

感染症対策ガイドラインは3～5年で見直しが行われる。したがって、我々は機会がある度に研修会・講演会などに参加し、常に新しい知識を身につけておかななくてはならない。

また、職員も保護者にも定期的に勉強会や講演会の機会を計画し、特に感染症の流行の機会には、しっかりした情報を提供したいものだ。

感染症教育の実例

1. 定期感染症講演会
 - ①入園時 保育園における感染症の特徴
感染症にかかった時の注意
* 登園のめやす
* 登園時の届出
集団生活に欠かせない予防接種
 - ②夏季 夏に多い感染症
食中毒の注意
 - ③冬季 冬に多い感染症
2. 臨時感染症教育
 - ①感染症が流行しそうな時：このような感染症が流行しそうである
感染症情報を示し（興味をもってもらう）
家庭での留意点を指導する
 - ②感染症が流行している時：このような感染症が流行しています
当園の状況・対応を具体的に示す
家庭ではこのような点に気をつけていただきたい
3. 外部の感染症研修会などを利用する

2 組織的に取り組む**a リーダーが重要になる**

看護職が常勤で勤務していれば最適である。もしいなければ適任者を選定し、初めは園医が基礎的なことは教育し、機会があれば保育保健の研修に出し、保育園における外部および園医との窓口とする。

この窓口が機能しないと外部との連携や園医の指導力は発揮できない。

この責任者が園全体へ園医の考えや感染症対策を正しく伝え広める、重要な人材となる。

保育保健の責任者の役割

- ①外部との窓口となる
- ②外部からの情報を正確に園のスタッフおよび保護者へ伝える
- ③園内のスタッフおよび保護者に、感染症対策に関する共通理解をもたせる
- ④研修を定期的に受講（生涯研修として）保育保健の専門職としての資質を常に高める

b 保健室の整備

子どもの健康および安全を確保することが保育園における最重要課題である。これまで保育園には名ばかりの医務室はあったが、ほとんど機能させていなかった。これからは、子どもの健康および安全を確保するための拠点として、医務室ではなく保健室を整備することを提案する。

保育園における保育保健の拠点となる保健室の整備がまず必要になる。そして、ここに保育保健の責任者が常駐することによって、さらに機能が高められる。

3 運用は計画的に（年間計画など）

これまでも年間保健計画のようなものはどの保育園でも作成されていたものと思われるが、その中に感染症対策をしっかり組み込んでいこう。

保育園の中に感染症対策部会（保健委員会の下部組織としてもよい）を設置し、関係者すべての意見が反映できる組織とし、専門家の指導のもと園の保育保健責任者が対策をまとめ、その運用の指揮をとる。

園医は保育保健責任者の相談役となり、また地域との連携が必要な時には、その調整役を引き受けてもらいたい。

4 地域との連携

a 連携の窓口

保育保健の責任者が窓口になり、園医や外部の専門家などとの連携を密接にとる。

b 支援体制の整備

学校保健では地域に学校保健安全会が組織されているが、保育保健におけるそのような支援体制はまだ整備されていない。これまで厚生労働省より発表されたガイドラインは、どれもしっかり活用するためには図2に示すような支援体制が欠かせない。

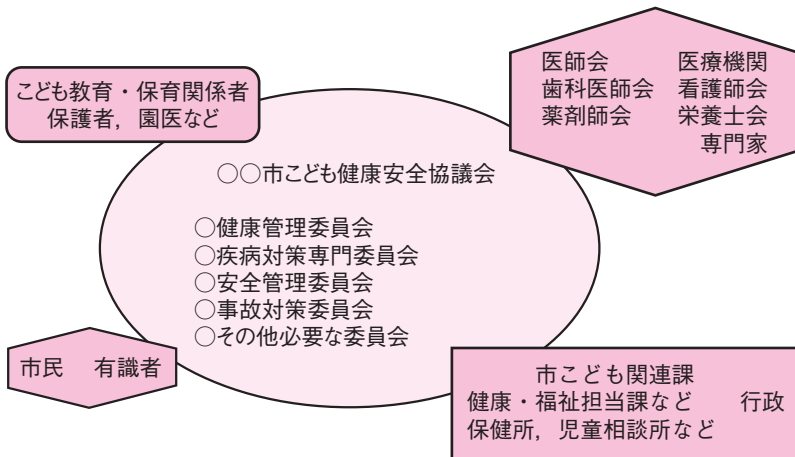


図2